平成２３年（フ）第１１１０号
福岡市東区舞松原１丁目12番11―201号
債務者　矢野　隆康
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１２１号
福岡市城南区田島５丁目17番29号
債務者　古城　起子（旧姓高松）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１３９号
福岡県古賀市天神５丁目14番22号
債務者　窪田　秀樹
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１５８号
福岡県糟屋郡志免町別府３丁目７番18号セジュール・トーＢ203号
債務者　上野　幸乃（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１７１号
福岡市東区郷口町14番５―503号
債務者　池邉　勝利
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２０４号
福岡市城南区長尾５丁目27番３号
債務者　吉竹佐千子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２１２号
福岡市南区皿山４丁目１番32―202号
債務者　川原　　孝
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２１８号
福岡市中央区春吉２丁目９番25―1107号
債務者　松川真一郎
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２３０号
福岡県朝倉市田中234番地２
債務者　江藤　春芳
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２３１号
福岡県朝倉市田中234番地２
債務者　江藤　初代
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２６９号
福岡県糸島市前原南１丁目16番26号
債務者　浅間　信春
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３２４号
福岡市博多区南本町１丁目１番８号
債務者　後藤　竜二
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３２５号
福岡市博多区南本町１丁目１番８号
債務者　後藤めぐみ
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３３８号
福岡市城南区荒江１丁目23番21―303号
債務者　寺田　奈美（旧姓椛嶋）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３６３号
福岡市博多区御供所町５番26―302号
債務者　淺野　修二
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８２号
北海道余市郡仁木町銀山３丁目386番地、前住所北海道余市郡仁木町尾根内３番地
債務者　花山　広幸
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５５号
岩手県花巻市上根子字和田231番地28、前住所岩手県花巻市西大通り１丁目20番２―408号
債務者　清水　　易
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部